

第 6 章 養護教諭の普通免許状

第 1 節 大学卒業等による免許状の取得方法（免許法第 5 条別表第 2）

大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において単位を修得し免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と養護教諭免許状を授与するために適当と認められた認定課程を有する大学等における単位修得が必要です。

1 基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類	所要資格	最低修得単位数 (注) 1	左記の最低修得単位数とは別に、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーションについて各 2 単位並びに数理、データ活用及び人工能に関する科目又は情報機器の操作について 2 単位の修得が必要（2 種免許状をロ及びハの項で取得する場合についても必要。）。
	基礎資格	養護及び教職に関する科目	
専修免許状	修士の学位を有すること（注） 2	8 0	
1 種免許状	イ 学士の学位を有すること	5 6	
	ロ 保健師助産師看護師法第 7 条第 1 項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	1 2	
	ハ 保健師助産師看護師法第 7 条第 3 項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に 1 年以上在学すること。	2 2	
2 種免許状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。（注） 3	4 2	
	ロ 保健師助産師看護師法第 7 条の規定により保健師の免許を受けていること。	—	
	ハ 保健師助産師看護師法第 5 1 条第 1 項の規定に該当すること又は同条第 3 項の規定により免許を受けていること。	—	

(注) 1 最低修得単位数は、養護教諭免許状を授与するために適当と認められた認定課程を有する大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することが必要であり、認定講習等の単位は使用できません。なお、専修免許状に必要な「大学が独自に設定する科目」3 1 単位のうち 2 4 単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程で修得することが必要です。

2 「修士の学位」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に 1 年以上在学し、かつ、在学中に 3 0 単位以上修得した場合も含まれます。

3 「短期大学士の学位」には、大学又は文部科学大臣の指定した教員養成機関に 2 年以上在学し、6 2 単位以上修得した場合も含まれます。

4 2 種免許状を有し → 1 種免許状
 1 種免許状を有し → 専修免許状 } を、この表の規定により取得しようとする場合、取得しようとする免許状に係る最低修得単位数のうち、それぞれ有する免許状（所要資格を得ている場合も含む。）に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなします。

2 単位の修得方法

養護及び教職に関する科目	左の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数				
		専修	1種			2種
			イ	ロ	ハ	イ
養護に関する科目	(注) 1	28	28	3	6	24
教育の基礎的理解に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	8	8	2 (注) 2	2 (注) 2	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)					
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程					
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する 理解 (注) 3					
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム ・マネジメントを含む。) (注) 4					
道徳、総合的な学習の時間等 の内容及び生徒指導、教育相談 等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究 の時間並びに特別活動に関する内容	6	6			3
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用 を含む。)					
	生徒指導の理論及び方法					
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識 を含む。) の理論及び方法					
教育実践に関する科目	養護実習 (事前及び事後の指導1単位を含む。) (注) 5	5	5	2	2	4
	教職実践演習	2	2			2
大学が独自に設定する科目		(注) 7				

(注) 1 「養護に関する科目」は、次頁の「養護に関する科目」の単位の修得表により修得することが必要です。

【養護に関する科目の単位の修得表】

養護に関する科目	最低修得単位数			
	1種			2種
	イ	ロ (注) 6	ハ (注) 6	イ
衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	3	2	2
学校保健	2		2	1
養護概説	2			1
栄養学（食品学を含む。）	2		2	2
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	—	—	2
解剖学・生理学	2			2
「微生物学，免疫学，薬理概論」	2			2
精神保健	2			2
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10			10
備考	<p>1 「 」内の事項は，そのうち1以上の事項について修得すること。</p> <p>2 1種免許状のロの項については，衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。), 学校保健, 養護概説及び栄養学(食品学を含む。)に含まれる内容について合わせて3単位以上を修得すること。</p> <p>3 1種免許状のハの項については，学校保健及び養護概説について合わせて2単位以上を修得すること。</p>			

2 「教育の基礎的理解に関する科目」，「道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目」又は「教育実践に関する科目」（以下，「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）は，それぞれ各科目に含めることが必要な事項について全ての事項を含んで修得することが必要です。

ただし，1種免許状のロの項及びハの項に規定する「教育の基礎的理解に関する科目」については，「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目」，「幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」並びに「特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解に関する科目」のうち1以上の科目を含んで修得することが必要です。

3 「特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解に関する科目」は1単位以上を修得することが必要です。

4 「道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合にあっては，「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含むことは要しません。

5 「養護実習」は，養護教諭，養護助教諭又は養護職員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明を有する者は，経験年数1年につき1単位の割合で表に掲げる「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（養護実習を除く。）の単位をもって替えることができます。

6 1種免許状のロの項及びハの項については，54頁の「1 基礎資格及び最低修得単位数」の表に掲げる最低修得単位数に不足する単位数は，55頁の表に掲げる「養護及び教職に関する科目」の中から任意に修得することが必要です。

7 大学が独自に設定する科目

最低修得単位数					
専修免許状	31	1種免許状 イの項	7	2種免許状 イの項	4

- ① 専修免許状に必要な「大学が独自に設定する科目」31単位のうち24単位については大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程で、55頁の「2単位の修得方法」の表に掲げる「養護に関する科目」又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位を修得することが必要です。
- ② 1種免許状又は2種免許状に必要な「大学が独自に設定する科目」については、同表に掲げる「養護に関する科目」若しくは「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得することが必要です。

第2節 教員歴と単位修得による免許状の取得方法（免許法第6条別表第6）

養護教諭免許状所有者が、養護教員としての在職年数と単位修得により上級の養護教諭普通免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と単位修得が必要です。

1 養護教諭1種免許状への上進に必要な基礎資格及び最低修得単位数

(1) 短期大学卒業等で2種免許状を有する者（県教委規則別表第4）

基礎となる免許状		養護教諭2種免許状		
在職年数（注）1		3	4	5
最低修得単位数（注）2		20	15	10
養護に関する科目		8	6	4
養護に関する科目の内訳	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	3以上の科目について5	2以上の科目について4	2以上の科目について3
	学校保健			
	養護概説			
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法			
	栄養学（食品学を含む。）			
	解剖学・生理学			
	「微生物学，免疫学，薬理概論」（注）3			
	精神保健			
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	3	2	1
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		6	4	3
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内訳	教育の基礎的理解に関する科目	2	2	1
	道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目	2	1	1
大学が独自に設定する科目		2	2	2
備考	最低修得単位数に不足する単位数は、「養護に関する科目」，「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。			

(注) 1 在職年数及び単位修得は、養護教諭2種免許状を取得した後のものに限られます。

在職年数は、養護教諭、養護助教諭又は養護職員として在職した期間です。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は含みません。

2 単位は、認定課程を有する大学（短期大学の専攻科を含む。）、認定講習、公開講座等で修得することが必要です。

3 「」内の事項を修得する場合は、そのうち1以上の事項について修得することが必要です。

4 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位の修得方法については、各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得することが必要です。

5 「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法については、「養護に関する科目」若しくは「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得することが必要です。

(2) 4年制大学を卒業し2種免許状を有する者（県教委規則別表第4）

次のいずれかの基礎資格を満たす者も含まれます。

- A 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者
- B 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者
- C 旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- D 別表第2のロの項の規定により授与された2種免許状を有する場合

基礎となる免許状		養護教諭2種免許状	
基礎資格		A, B, C	D
在職年数（注）1		1	1
最低修得単位数（注）2		10	10
養護に関する科目		4	4
養護に関する科目の内訳	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	2以上の科目について3	2以上の科目について3
	学校保健		
	養護概説		
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法		
	栄養学（食品学を含む。）		
	解剖学・生理学		
	「微生物学，免疫学，薬理概論」（注）3		
	精神保健	1	1
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	1	1	
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（注）4		3	3
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内訳	教育の基礎的理解に関する科目	1	1
	道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目	1	1
大学が独自に設定する科目（注）5		2	—
備考	最低修得単位数に不足する単位数は、「養護に関する科目」，「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。		

(注) 1 在職年数及び単位修得は、養護教諭2種免許状を取得した後のものに限られます。

在職年数は、養護教諭、養護助教諭又は養護職員として在職した期間です。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は含みません。

2 単位は、認定課程を有する大学（短期大学の専攻科を含む。）、認定講習、公開講座等で修得することが必要です。

3 「」内の事項を修得する場合は、そのうち1以上の事項について修得することが必要です。

4 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位の修得方法については、各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得することが必要です。

5 「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法については、「養護に関する科目」若しくは「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得することが必要です。

2 養護教諭専修免許状への上進に必要な基礎資格及び最低修得単位数

基礎となる免許状	養護教諭1種免許状
在職年数（注）1	3年以上
最低修得単位数（注）2	15単位以上

（注）1 在職年数及び単位数修得は、養護教諭1種免許状を取得した後のものに限られます。

在職年数は、養護教諭、養護助教諭又は養護職員として在職した期間です。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は含みません。

2 単位は、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程、これと同レベルの認定講習等における「大学が独自に設定する科目」について修得することが必要です。ただし、3単位までは、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に準ずる科目の単位をもって替えることができます。